

- ③各種計画の策定及び変更に関すること
- ④合併協定項目の調整等の状況に関すること
- ⑤重要な予算に関すること
- ⑥地域自治区の設置期間経過後の地域自治のあり方に関すること

市長や市の機関は、地域協議会からの意見を勧告し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければなりません。

【任期】

2年（合併時は、市長が選任した日から平成25年3月31日まで）

【選任】

委員は、西方地域に住所がある方で、西方地域内の公共的団体等が推薦する方、学識経験者、公募に応じた方などから市長が選任します。

●地域自治区の事務所（総合支所）

西方総合支所は地域自治区の事務所を兼ねて、住民生活に直結した窓口業務や保健福祉サービスを提供するとともに、従来から取り組んでいる地域のまちづくりを行います。

●区長

【役割】

地域での代表性と行政運営に対する豊富な知識を活かして、時には地域の意見を市長に具申し、時には行政側の考えを地域に伝えるなど、地域と行政の相互の橋渡しを行う調整役となることで、新市の円滑な行政運営と地域のまちづくりを前向きに推進する役割を担います。

また、市の特別職として、地域の重要案件や総合計画の策定について審議する会議等へ出席することで、行政内部において、地域の実情や意見を市政に反映させていくことができます。

【任期】

2年（合併時は、市長が選任した日から平成24年3月31日まで）

【選任・身分】

地域の行政運営に精通していることを条件として、地域協議会の意見を聴いた上で市長が選任する非常勤の特別職です。

【問い合わせ】

●本：地域まちづくり課 ☎21-2247
 ●西：地域まちづくり課 ☎92-0300
●役：企画課 ☎92-0301



●本：合併後の市役所本庁の担当課
 ●西：合併後の西方総合支所の担当課
 ●役：合併前の西方町役場の担当課